

第4節 その他

I 基準該当居宅支援事業者に関する事務について

基準該当居宅支援事業者に関する取扱いについては、第2章第11節基準該当居宅支援に関する事務及び第8章施行前準備のⅡにおいて、各市町村において個別にその必要性の判断を行うこととなる旨記載したところである。

基準該当居宅支援事業者の利用に係る特例居宅生活支援費の支給は、償還払いが原則であるが、利用者が当該サービスを利用し、市町村への特例居宅生活支援費の請求をした後に支援費が支給されるかどうかが判明するのでは、利用者にとって不都合である。そこで、特例居宅生活支援費の支給を行うこととする市町村は、当該市町村が支給決定をした障害者に対し繰り返しサービスを提供することが想定される基準該当居宅支援事業者については、事業者の登録に関する規則や事業者との個別契約により、事前に明確にしておくことが、利用者の利便や市町村の事務処理等を行う上で望ましい。

市町村が、基準該当居宅支援事業者として認める場合の手続きについては、都道府県等における事業者指定事務を参考にするとともに、上記の事業者の登録に関する規則の策定や事業者との個別契約の方法をとることにより、基準該当居宅支援事業者に関する事務を円滑に実施できるよう留意願いたい。

なお、基準該当居宅支援事業者についても、利用者に対して情報提供を行うよう努められたい。

II 公設民営の取り扱いについて

公設民営に係る指定の取り扱いについては、以下のとおり取り扱うこととしたので、留意願いたい。

- (1) 指定の申請をすべき者は、実際にその者の責任により事業を行っている者であること。具体的には、利用者との契約を行い、及び利用者負担額の受領や支援費の代理受領を行う者をいう。
- (2) 例えば地方公共団体が、民間法人に対し、
 - ①居宅支援及び施設支援を提供するための施設（以下「支援提供施設」という。）の用に供する土地を貸し付けているとき。
 - ②支援提供施設の用に供する建物を、普通財産として貸与するとき等の場合は、事業主体はあくまでも当該民間法人であると解されることから、指定の申請をすべき者は、当該民間法人である。
- (3) しかしながら、地方公共団体が支援提供施設を設置し、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託として、当該支援提供施設の運営を民間法人に委託しているときは、一般には当該地方公共団体の責任において事業を実施しているものと解されることから指定の申請をすべき者は当該地方公共団体である。（この場合においては、当該地方公共団体は、人員、設備及び運営に関する基準の遵守に関する責任を負う者として、支援提供施設の運営の委託に関する契約等に基づき、民間法人に対し必要な指導を行う等の所要の措置を講じなければならない。）
- (4) ただし、当該地方公共団体が、当該民間法人に対し、地方自治法第244条の2第4項に規定する利用料金の收受として、支援提供時の利用者負担及び当該支援が法定代理受領を行う場合の当該支援に係る支援費を当該民間法人の収入とさせている場合であって、当該利用者負担額及び支援費の収入が当該民間法人の当該事業に係る主たる収入であり、当該事業の運営責任が当該民間法人に移っていると解されるときは、当該民間法人が指定の申請をするものとする。
- (5) なお、施設やデイサービスセンターの公設民営の場合においては、各法の規定に基づく届出をすべき者も、指定の申請をすべき者と同一にするものとする。

III 指定規則・申請書の参考例について

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の各法に基づく事業者及び施設の指定は、自治事務であることから、都道府県等においては当該業務を処理するための規則を制定する必要がある。

このため、今回、参考までに指定居宅支援事業者及び指定施設の指定等に関する規則の参考例を示すこととした。(資料編参照)

については、各都道府県等においては、当該準備指定に係る事務を処理するために必要な規則制定の準備を進めるとともに、併せて申請予定者に対する説明会の開催等について配慮願いたい。

なお、規則参考例は、その規程ぶりの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束する趣旨のものではないことを念のため申し添える。

また、申請者の利便を考慮し、都道府県等のホームページによる申請書様式の提供を行うなどの配慮をお願いしたい。